

特定調達品目及び判断の基準等の改定一覧

: 判断の基準等変更品目

: 追加・削除品目

分野	特定調達品目 (平成31年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (令和2年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
1 紙 類	7	コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレトペーパー ティッシュペーパー		
2 文 具 類	83	シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー ステープラー(汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 粘着テープ(布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット(玉) マグネット(バー) テープカッター パンチ(手動) モルトケース(紙めくり用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削(手動) OAクリーナー(ウエットタイプ) OAクリーナー(液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター(枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり(液状)(補充用を含む。) のり(澱粉のり)(補充用を含む。) のり(固形) のり(テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒(紙製) 窓付き封筒(紙製) けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き		* 文具類共通の判断の基準に、植物を原料とするプラスチックの使用について追記 (再生プラスチック40%以上又は植物を原料とするプラスチックの使用) * 文具類共通の配慮事項に、製品・梱包への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を記載

分野	特定調達品目 (平成31年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (令和2年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
		ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札(机上用) 名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド		
3 オフィス家具等	10	いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード		* 日本工業規格をJISに変更(備考)
4 画像機器等	10	コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ		* 判断の基準の再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品について、25gを超える部品への使用を規定 * リユースに配慮したコピー機について、国際エネルギースタートプログラムの画像機器Ver.2.0の基準を適用 * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * 判断の基準の再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品について、25gを超える部品への使用を規定 * 消費電力量等について、国際エネルギースタートプログラムの画像機器Ver.3.0の基準を適用、プロ用複合機の基準の明確化(1年間の経過措置を設定) * リユースに配慮した複合機について、国際エネルギースタートプログラムの画像機器Ver.2.0の基準を適用 * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * 判断の基準の再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品について、25gを超える部品への使用を規定 * リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機について、国際エネルギースタートプログラムの画像機器Ver.2.0の基準を適用 * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * 再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品について、少なくとも部品のひとつへの使用を規定(インパクト方式を除く) * 消費電力量等について、国際エネルギースタートプログラムの画像機器Ver.3.0の基準を適用、プロ用機器の基準の明確化(1年間の経過措置を設定) * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更等 * 消費電力量等について、国際エネルギースタートプログラムの画像機器Ver.3.0の基準を適用(1年間の経過措置を設定) * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更
5 電子計算機等	4	電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア		* サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法(平成31年3月29日告示)のトップランナー基準の80%達成に変更 * クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法(平成31年3月29日告示)のトップランナー基準の70%達成又は国際エネルギースタートプログラムVer7.0の基準値に変更 * パーソナルコンピュータについて、JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * 筐体・部品(少なくとも一つ)への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を判断の基準に設定(サーバ及びシンクライアントを除く) * 特定の化学物質の含有率基準値(JIS C 0950)を配慮事項に設定 * 製品の梱包・包装への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を配慮事項に設定 * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更
6 オフィス機器等	5	シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池		* JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * 特定の化学物質の含有率基準値(JIS C 0950)を判断の基準に設定 * 一次電池に係る最小平均持続時間の変更(JIS C 8515の変更に伴う修正)

分野	特定調達品目 (平成31年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (令和2年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
7 移動電話等	3	携帯電話 PHS スマートフォン		* 製品の再生プラスチック及び植物由来プラスチックの配合率に係る情報開示を判断の基準に設定 * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * 製品・梱包への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を配慮事項に追記
8 家電製品	6	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ		* JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * プラズマディスプレイ方式のものを対象から除外 * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * 受信機型サイズが39V型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長 * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更
9 エアコンディショナー等	3	エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ		* JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更
10 温水器等	4	ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器		* 潜熱回収型ガス温水機器に係る判断の基準を設定(エネルギー消費効率90以上) * 潜熱回収型石油温水機器に係る判断の基準を設定(エネルギー消費効率90以上)
11 照明	4	LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光灯(直管型:大きさの区分40形蛍光灯) 電球形状のランプ		* JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更 * JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更
12 自動車等	5	自動車 ETC対応車載器 カーナビゲーションシステム 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	-2	品目削除 品目削除 * 日本工業規格をJISに変更(備考)
13 消火器	1	消火器		
14 制服・作業服等	4	制服 作業服 帽子 靴		
15 インテリア・寝装寝具	11	カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーベット タイルカーベット 織じゅうたん ニードルパンチカーベット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス		* ポリエステル繊維を使用した製品について、再生PET樹脂50%以上に変更。 * 故繊維から得られるポリエステル繊維25%以上使用に変更。 * 日本工業規格をJISに変更(備考)
16 作業手袋	1	作業手袋		
17 その他繊維製品	7	集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ		
18 設備	7	太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム		

分野	特定調達品目 (平成31年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (令和2年2月閣議決定)		
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等	
19 災害備蓄用品	10	(毛布、テント)		*一次電池に係る最小平均持続時間の変更(JIS C 8515の変更に伴う修正)	
		(作業手袋、ブルーシート及び一次電池)			
		ペットボトル飲料水			
		アルファ化米			
		保存パン			
		乾パン			
		レトルト食品等			
		栄養調整食品			
		フリーズドライ食品			
		非常用携帯燃料			
		携帯発電機			
非常用携帯電源					
20 公共工事	70	公共工事			
		<資材>			
		建設汚泥から再生した処理土			
		土工用水砕スラグ			
		鋼スラグを用いたケーソン中詰め材			
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材			
		地盤改良用製鋼スラグ			
		高炉スラグ骨材			
		フェロニッケルスラグ骨材			
		鋼スラグ骨材			
		電気炉酸化スラグ骨材			
		再生加熱アスファルト混合物			
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物			
		中温化アスファルト混合物			
		鉄鋼スラグ混入路盤材			
		再生骨材等			
		間伐材			
		高炉セメント			
		フライアッシュセメント			
		エコセメント			
		透水性コンクリート			
		鉄鋼スラグブロック			
		フライアッシュを用いた吹付けコンクリート			
		下塗用塗料(重防食)			
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料			
		高日射反射率塗料			
		高日射反射率防水			
		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)			
		再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)			
		パークたい肥			
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)			
		LED道路照明			
		再生プラスチック製中央分離帯ブロック			
		セラミックタイル			
		断熱サッシ・ドア			*エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の改正による、配慮事項において引用している条文番号の変更への対応
		製材			
		集成材			
		合板			
		単板積層材			
		直交集成板			
		フローリング			
		パーティクルボード			
		繊維版			
		木質系セメント板			
		木材・プラスチック再生複合材製品			
		ビニル系床材			
		断熱材			
		照明制御システム			
		変圧器			
		吸収冷温水機			
		水蓄熱式空調機器			
		ガスエンジンヒートポンプ式空調和機			
		送風機			
		ポンプ			
		排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管			*管の材料の定義及び用語を調達の実状やJIS規格等との整合を図るため、判断の基準等を見直し
		自動水栓			
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器			
		大便器			
		再生材料を使用した型枠			
		合板型枠			
		<建設機械>			
		排出ガス対策型建設機械			
		低騒音型建設機械			
<工法>					
低品質土有効利用工法					
建設汚泥再生処理工法					
コンクリート塊再生処理工法					
路上表層再生工法					
路上再生路盤工法					
伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法					
泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法					
<目的物>					
排水性舗装					
透水性舗装					
屋上緑化					

分野	特定調達品目 (平成31年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (令和2年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
21 役務	21	省エネルギー診断		* エネルギー管理体制・管理方法に係る提案について、判断の基準に設定
		印刷		* インキに係る判断の基準の見直し
		食堂		
		自動車専用タイヤ更生		
		自動車整備		
		庁舎管理		
		植栽管理		* チェーンソーオイルの生分解性を配慮事項に設定
		加煙試験		
		清掃		
		タイルカーペット洗浄		
		機密文書処理		
		害虫防除		
		輸配送		
		旅客輸送		
		蛍光灯機能提供業務		
		庁舎等において営業を行う小売業務		
		クリーニング		* 袋・包装材の削減のための独自の取組の実施を判断の基準に設定 * 植物を原料とするプラスチック製の袋の提供を配慮事項に設定
		飲料自動販売機設置		* JIS C 0950(特定の化学物質の含有率基準値)の改定に伴う判断の基準の変更
		引越輸送		
		会議運営		
		印刷機能等提供業務		
22 ごみ袋等		1	プラスチック製ごみ袋	
品目数	276	-1	1品目追加、2品目削除【22分野275品目】	